

## 第10回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和5年3月29日(水)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時34分開会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第6会議室
- 4 出席委員 25名
  - 1番 工藤 美佐
  - 2番 吉田 宏一
  - 3番 深田 敬吾
  - 4番 濱野 敏夫
  - 5番 兒玉 康英
  - 6番 松金 栄治
  - 7番 梶川 毅
  - 8番 河瀬 勉
  - 9番 荒川 満雄
  - 10番 大塚 敏幸
  - 11番 山口 善則
  - 12番 室崎 公一
  - 13番 山崎 博之
  - 14番 落合 憲和
  - 16番 辻 浩志
  - 17番 尾関 健一
  - 18番 増地 孝昇
  - 19番 岸塚 隆弘
  - 20番 鹿内 淳一
  - 21番 廣瀬 貢弘
  - 22番 石崎 一彦
  - 23番 山本 裕慈
  - 24番 森 有宏
  - 25番 飯田 祐一
  - 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 1名
  - 15番 窪田 さと子
- 6 議事録署名委員
  - 19番 岸塚 隆弘
  - 20番 鹿内 淳一
- 7 議事内容
  - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
  - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
  - (3) 報告第3号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
  - (4) 報告第4号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
  - (5) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
  - (6) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
  - (7) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
  - (8) 議案第4号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
  - (9) 議案第5号 農用地利用集積計画の案の決定について
  - (10) 議案第6号 農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
  - 事務局長 山名 克之 農地課長 境 憲行
  - 農地係長 佐々木 正人 農地係主任補 齊藤 千紘
  - 農地係主任補 本間 大慎 農地係係員 伊藤 智哉

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第10回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は25名です。議席番号15番 窪田委員
	につきましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していること
	をご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が4件、議案が6件、
	その他が1件です。
	(配付資料の確認)
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、19番 岸塚委員、20番 鹿内委員を指名いたします
	ので、よろしくお願いいたします。
	報告案件に入る前に、事務局より本日の総会の進行について説明させます。
事務局(境課長)	(本日の総会進行に関し、報告・議案説明の簡略化について説明)
議長	それでは報告案件に入ります。報告第1号及び第3号につきましては、事前に資料を
	送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第4号につきましては、関連する内容の議案第1号及び第2号にて
	一括してご説明いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。
	2月分の調査結果について、吉田宏一調査委員長より報告をお願いします。
吉田(宏)調査委員長	24日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明の附番52の
	1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、2月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。
	次に、3月分の調査結果について、飯田調査委員長よりお願いいたします。

飯田調査委員長

10日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明の附番53の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。以上で、3月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議長

特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(齊藤主任補)

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番25から31の7件の合意解約について朗読・説明)

以上附番25から31の7件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

議長

それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(齊藤主任補)

農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第2号、附番33及び36の贈与による所有権移転2件、附番34、35及び38の売買による所有権移転3件、附番37のあっせんによる売買1件について調査票に基づき朗読、説明。)

以上附番33から38の6件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

議長

それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが附番34及び35については廣瀬委員が関係しておりますので、ここで一時退席いただきます。

【廣瀬委員退席】

議 長

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

附番34及び35について、尾関委員よりお願いいたします。

尾 関 委 員

附番34と附番35について一括して意見を申し上げます。受人はそれぞれ地域で営農を行っている認定農業者と農地所有適格法人であり、申請農地の周辺で営農に従事しています。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。

意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは附番34及び35の審議に入ります。

ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(山口委員挙手) 山口委員、どうぞ。

山 口 委 員

ちょっとだけ聞かせてください。同じ人が、附番34では規模縮小、附番35では規模拡大というのは、表現として変な感じがするのですが。

事務局(齊藤主任補)

お互いの農地の売買を一体で行うことで、双方の生産性が向上するものと判断し、議案のとおりとしている。

事務局(境課長)

議案では、経営面積から減少するのかそれとも増加するのか、によって機械的に表現をしている。

本件は、主な経営地に相手の農地があり、それを交換することで集団性というか整形の農地になるという主旨である。議案の表現としてはわかりずらいが、備考欄の表現は単純に面積の加減により表している。

議 長

よろしいですか。そのほか何かご質問、ありますでしょうか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

【廣瀬委員着席】

議 長

引き続き、附番34及び35を除く4件について審議を行います。

附番38について、岸塚委員よりお願いいたします。

岸 塚 委 員

附番38について意見を申し上げます。受人は中札内村で営農を行っている認定農業者ですが、これまでもこの農地を賃借しており耕作を行っています。周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておりませんので、全部利用要件や地域調和要件についても問題ないものと考えます。意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議	長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(伊藤係員)		<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第3号、「1.農用地利用計画」附番13の農業用施設への用途変更1件、附番14のその他(一般廃棄物中間処理施設)への用途変更1件、「2.農地転用計画」附番13の農業用施設の建設のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
議	長	<p>それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが「1.農用地利用計画」附番13及び「2.農地転用計画」附番13については廣瀬委員が関係しておりますので、ここで一時退席いただきます。</p> <p><b>【廣瀬委員退席】</b></p>
議	長	<p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>「1.農用地利用計画」附番13及び「2.農地転用計画」附番13について、尾関委員よりお願いいたします。</p>
尾 関 委 員		<p>それでは意見を申し上げます。附番13です。既施設内には余地がなく、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、農業振興整備計画の変更はやむを得ないものと考えます。意見は以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。それでは「1.農用地利用計画」附番13及び「2.農地転用計画」附番13について審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。</p> <p>(山口委員挙手) 山口委員、どうぞ。</p>
山 口 委 員		<p>ひとつ確認よろしいでしょうか。現況はスタックサイレージの貯蔵庫ということだけども、将来的にここに建物を建てる場合の規制はどうなるか。</p>
事務局(伊藤係員)		<p>農業用施設であれば問題ないが、住宅など農業用施設以外であれば農業振興地域整備計画において農業用用地からその他へ変更する必要がある。</p>
山 口 委 員		<p>事務所等の場合はどうなるか。</p>
事務局(伊藤係員)		<p>転用手続きは不要だが、農業振興地域整備計画の変更手続きは必要となる。</p>
山 口 委 員		<p>わかりました。</p>
事務局(境課長)		<p>補足になりますが、農業振興地域整備計画で同じ用途、例えば農業用施設として建てる場合は、農振法の開発行為に該当しその手続きが必要となるが、用途変更ではないため農業委員会の意見聴取は不要となる。</p>
山 口 委 員		<p>わかりました。</p>

議 長 そのほか何かご質問、ありますでしょうか。

( 委 員 ) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

【廣瀬委員着席】

議 長 引き続き、「1. 農用地利用計画」附番14の審議を行います。

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

「1. 農用地利用計画」附番14について、松金委員よりお願いいたします。

松 金 委 員 意見を申し上げます。附番14です。中島地区について、昭和42年のし尿処理施設「中島処理場」の建設をはじめ、地区には廃棄物処理施設、霊園の整備がされるなど、中島エコタウンとして土地利用が進められている中で、当該施設においては農業振興地域整備計画の農用地として適当でないため、その他に変更するもの。このことから、農業振興整備計画の変更はやむを得ないものと考えます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

( 委 員 ) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(伊藤係員) 農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第4号、附番11の農業用施設の建設のための農地転用1件、附番12の砂利採取に係る一時転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。

議 長 それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが附番11については廣瀬委員が関係しておりますので、ここで一時退席いただきます。

【廣瀬委員退席】

議 長 それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

附番11について、尾関委員よりお願いいたします。

尾 関 委 員 それでは意見を申し上げます。議案第3号、附番13で申し上げたとおり、申請地を転用することはやむを得ないものと思われま。意見は以上です。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。  
ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。

( 委 員 ) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可を行うことといたします。

【廣瀬委員着席】

議長 引き続き、附番12の審議を行います。  
それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。  
附番12について、兒玉委員よりお願いいたします。

兒玉委員 それでは意見を申し上げます。事務局からの説明のとおり、申請地は起伏があるため、砂利を採取し平坦な農地にすることによって、よい農作業ができることから、砂利採取についての一時転用はやむを得ないものと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。  
ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。

( 委 員 ) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可を行うことといたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。  
議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(佐々木係長) 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。

(議案第5号、一般分(1)賃借権等の設定 附番79から109の31件について、調査書に基づき朗読・説明。)

事務局(本間主任補) (同、公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(買入)附番15の1件、(2)賃借権の設定附番13及び14の2件、(3)賃借権の設定(農地中間管理機構による借入)附番1の1件、(4)賃借権の設定(農地中間管理機構による貸付)附番1の1件について、調査書に基づき朗読・説明)

		<p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
議	長	<p>それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )		<p>(なし)</p>
議	長	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第6号「農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(佐々木係長)		<p>帯広市個人情報保護条例及び市長が保有する個人情報の保護に関する規則が廃止されることから、農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止することについて決定を求めます。</p> <p>(議案第6号、農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程に関し、個人情報の保護に関する法律の改正により、帯広市個人情報保護条例が廃止されることから本件規定を廃止する旨説明。)</p>
議	長	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止についてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )		<p>(なし)</p>
議	長	<p>ご異議が無いようですので、本件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>続いて「その他」に入ります。</p> <p>「帯広市農業委員会令和5年度最適化活動の目標の設定等の案について」事務局より説明させます。</p>
事務局(佐々木係長)		<p>(「帯広市農業委員会令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について」説明)</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。</p>
( 委 員 )		<p>(なし)</p>
議	長	<p>特に無いようですので、以上で終了いたします。</p> <p>予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。</p>
( 委 員 )		<p>(なし)</p>
議	長	<p>特に無いようですので、以上で終了いたします。</p> <p>次に、事務局より連絡事項を説明させます。</p>
事務局(佐々木係長)		<p>(事務局から連絡事項の説明)</p>



議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
		それではここで、事務局職員の人事異動等について、事務局から報告があります。
事 務 局 長		(退職者の紹介、人事異動の報告)
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。